

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所に係る取扱要領 新旧対照表 (案)

現行	改正案	備考
<p>医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所に係る取扱要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所(以下「病床設置届出診療所」という。)として医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定に基づく新富山県医療計画(以下「医療計画」という。)に記載する手続等について必要な事項を定める。</p> <p>(病床設置届出診療所の基準)</p> <p>第2条 病床設置届出診療所として医療計画に記載する診療所は、次のいずれかに該当する診療所とする。</p> <p>(1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所</p> <p>(2) へき地に設置される診療所</p> <p>(3) 小児医療を担う診療所</p> <p>(4) 周産期医療を担う診療所</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所</p> <p>2 前項に定める診療所の適合基準は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所に係る取扱要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所(以下「病床設置届出診療所」という。)における療養病床又は一般病床の<u>設置に係る手続等</u>について必要な事項を定める。</p> <p>(病床設置届出診療所の基準)</p> <p>第2条 病床設置届出診療所として認める診療所は、次のいずれかに該当する診療所とする。</p> <p>(1) <u>医療法(昭和23年法律第205号)第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。)</u>の構築のために必要な診療所</p> <p>(2) へき地医療を担う診療所</p> <p>(3) 小児医療を担う診療所</p> <p>(4) 周産期医療を担う診療所</p> <p>(5) <u>救急医療を担う診療所</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所</p>	

(事前協議)

第3条 前条第1項各号に定める診療所に一般病床を設置又は増床しようとする開設者又は開設予定者(以下「開設者等」という。)は、当該診療所が病床設置届出診療所に該当するか否かについて協議するため、事前協議申出書(様式第1号)を開設地を所管する厚生センター所長又は保健所長を経由して知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の申出書が提出されたときは、富山県医療審議会の意見を聴いて、病床設置届出診療所に該当するか否かを決定し、その結果を開設者等に通知するものとする。

(医療計画への記載)

第4条 知事は、前条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定した診療所の開設者から一般病床の設置又は増床の届出がされた後、速やかに、その名称、所在地等を医療計画に記載するものとする。

- 2 前項の医療計画への記載は、富山県厚生部医務課のホームページに掲載することにより行うものとする。

(診療所の運営変更)

第5条 第3条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定された診療所の開設者等は、一般病床の設置又は増床の届出を行う前に第3条第1項の規定により提出した申出書の記載事項を変更しようとするときは、その旨を知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(報告)

- 2 前項に定める診療所の適合基準は、別表第1のとおりとする。

(事前協議)

第3条 前条第1項各号に定める診療所に療養病床又は一般病床を設置又は増床しようとする開設者又は開設予定者(以下「開設者等」という。)は、当該診療所が病床設置届出診療所に該当するか否かについて協議するため、事前協議申出書(様式第1号)を開設地を所管する厚生センター所長又は保健所長を経由して知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の申出書が提出されたときは、地域医療構想調整会議の協議を経たうえで、富山県医療審議会の意見を聴いて、病床設置届出診療所に該当するか否かを決定し、その結果を開設者等に通知するものとする。

(医療計画への記載)

削除

(診療所の運営変更)

第4条 前条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定された診療所の開設者等は、療養病床又は一般病床の設置又は増床の届出を行う前に前条第1項の規定により提出した申出書の記載事項を変更しようとするときは、その旨を知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(報告)

第6条 第3条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定され、一般病床の設置又は増床の届出を行った診療所の開設者は、毎年4月に、別表第2に定める事項を知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を富山県医療審議会に報告するものとする。

(指導)

第7条 知事は、第3条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定された診療所が本制度の趣旨に基づき適切に運営されているかどうかを把握し、必要に応じて指導を行うものとする。この場合において、当該診療所が決定された基準に該当しないものと認められたときは、当該診療所の開設者に対し病床を廃止するよう指導するものとする。

(医療計画からの削除)

第8条 知事は、次に掲げる場合には、富山県医療審議会の意見を聴かずに、病床設置届出診療所として医療計画に記載された診療所の名称等を削除できるものとする。

(1) 病床設置届出診療所として医療計画に記載された診療所の開設者から記載削除の申出があったとき。

(2) 病床設置届出診療所として医療計画に記載された診療所が廃止されたとき。

2 知事は、前項の規定により医療計画からの削除を行ったときは、その内容を富山県医療審議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成22年7月20日から施行する。

第5条 第3条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定され、療養病床又は一般病床の設置又は増床の届出を行った診療所の開設者は、毎年4月に、別表第2に定める事項を知事に報告するものとする。

2 同左

(指導)

第6条 同左

(医療計画からの削除)

削除

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	適合基準
第2条第1項第1号	在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出を行っているか、又は基準適用後に届出を行うことを確約する診療所であること。
第2条第1項第2号	新潟県医療計画において、無医地区又は無医地区に準じる地区とされた地区に設置する診療所であること。

別表第1（第2条関係）

区分	適合基準
第2条第1項第1号	次のいずれかの機能を有する診療所であること。 <u>1 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）</u> <u>2 急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上）</u> <u>3 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能</u> <u>4 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の1割以上）</u> <u>5 当該診療所内において看取りを行う機能</u> <u>6 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）</u> <u>7 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能</u>
第2条第1項第2号	新潟県医療計画において、無医地区又は無医地区に準じる地区とされた地区に設置する診療所であること。

第2条第1項第3号	次のすべての条件を満たす診療所であること。 1 小児科又は小児外科を標榜すること。 2 小児の入院医療を行うこと。 3 社団法人日本小児科学会又は日本小児外科学会が認定する小児科専門医又は小児外科専門医が常勤していること。
第2条第1項第4号	次のすべての条件を満たす診療所であること。 1 産科又は産婦人科を標榜すること。 2 分娩を取り扱うこと。 3 社団法人日本産科婦人科学会が認定する産婦人科専門医が常勤していること。
第2条第1項第5号	地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要であると富山県医療審議会が認めた診療所であること。

第2条第1項第3号	次のすべての条件を満たす診療所であること。 1 同左 2 同左 3 <u>公益社団法人日本小児科学会又は特定非営利活動法人日本小児外科学会が認定する小児科専門医又は小児外科専門医が常勤していること。</u>
第2条第1項第4号	次のすべての条件を満たす診療所であること。 1 同左 2 同左 3 <u>公益社団法人日本産科婦人科学会が認定する産婦人科専門医が常勤していること。</u>
第2条第1項第5号	<u>次のすべての条件を満たす診療所であること。</u> <u>1 救急科を標榜すること。</u> <u>2 救急病院等を定める省令（昭和39年2月20日厚生省令第8号）に基づく救急診療所として知事の認定を受け告示されていること、又は基準適用後に認定を受けることを確約すること。</u> <u>3 一般社団法人日本救急医学会が認定する救急科専門医が常勤していること。</u>
第2条第1項第6号	同左

別表第2（第6条関係）

区分	報告事項	報告書様式
第2条第1項第1号	東海北陸厚生局長あてに提出した直近の在宅療養支援診療所に係る報告書の写し	様式第2号

別表第2（第5条関係）

区分	報告事項	報告書様式
第2条第1項第1号	<p><u>病床設置届出診療所として認められる機能に応じた、次に関する事項</u></p> <p><u>1 前年度の訪問診療の実施件数</u></p> <p><u>2 前年度の急変時の入院患者の受入件数</u></p> <p><u>3 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制</u></p> <p><u>4 前年度の他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れ件数</u></p> <p><u>5 前年度の当該診療所内における看取り件数</u></p> <p><u>6 前年度の全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）の実施件数（分娩において実施する場合を除く。）</u></p> <p><u>7 前年度の病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受</u></p>	様式第2号

第2条第1項第2号	前年度の入院患者延数	
第2条第1項第3号	前年度の小児科に係る入院患者延数	
第2条第1項第4号	前年度の分娩取扱件数	
第2条第1項第5号	富山県医療審議会において定める事項	

備考 前年度とは、第6条第1項の規定により知事に報告を行う日が属する年の前年の4月1日から報告を行う日が属する年の3月31日までとする。

	<u>渡件数</u>	
第2条第1項第2号	同左	
第2条第1項第3号	同左	
第2条第1項第4号	同左	
第2条第1項第5号	<u>1 前年度の診療時間外の受診患者数（時間外加算、深夜加算又は休日加算を算定した者の数）</u> <u>2 前年度の救急自動車による搬送者数</u>	
第2条第1項第6号	同左	

備考 前年度とは、第5条第1項の規定により知事に報告を行う日が属する年の前年の4月1日から報告を行う日が属する年の3月31日までとする。

様式第1号（第3条関係）

事前協議申出書

年 月 日

富山県知事

殿

住所
開設(予定)者

氏名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の氏名及び印〕
電話番号

次の診療所について一般病床を設置（増床）したいので、医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所に係る取扱要領（以下「要領」という。）第3条第1項の規定により事前協議を申し出ます。

ふりがな						
1 診療所の(予定)名称						
2 開設(予定)の場所	所在地					
	電話番号					
3 要領第2条第1項に定める区分 (該当番号に○印)						
(1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所 (2) へき地に設置される診療所 (3) 小児医療を担う診療所 (4) 周産期医療を担う診療所 (5) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所						
4 診療科目						
5 設置又は増床しようとする一般病床の病床数						
6 病室の構造概要	病室番号	病床数	床面積	1床当たりの面積	隣接する廊下の幅	中廊下片廊下
7 従業者定員(人)	医師	看護師	准看護師	看護補助者	その他	計

様式第1号（第3条関係）

事前協議申出書

年 月 日

富山県知事

殿

住所
開設(予定)者

氏名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の氏名及び印〕
電話番号

次の診療所について(療養・一般)病床を設置（増床）したいので、医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所に係る取扱要領（以下「要領」という。）第3条第1項の規定により事前協議を申し出ます。

ふりがな						
1 診療所の(予定)名称						
2 開設(予定)の場所	所在地					
	電話番号					
3 要領第2条第1項に定める区分 (該当番号に○印)						
(1) <u>医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所</u> その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所 (2) へき地医療を担う診療所 (3) 小児医療を担う診療所 (4) 周産期医療を担う診療所 (5) <u>救急医療を担う診療所</u> (6) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所						
4 診療科目						
5 設置又は増床しようとする病床数						
6 病室の構造概要	病室番号	病床数	床面積	1床当たりの面積	隣接する廊下の幅	中廊下片廊下
7 従業者定員(人)	医師	看護師	准看護師	看護補助者	その他	計

8 診療に従事する医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間		
9 他に開設している病院又は診療所	名称	
	所在地	
10 開設（予定）年月日		
11 一般病床の設置又は増床予定年月日		
12 申出に係る診療所が、どのように地域にとって良質かつ適切な医療を提供していくのかを記載してください。		

7 従業者定員（人）		医師	看護師	准看護師	看護補助者	その他	計
8 診療に従事する医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間							
9 他に開設している病院又は診療所	名称						
	所在地						
10 開設（予定）年月日							
11 病床の設置又は増床予定年月日							
12 申出に係る診療所が、どのように地域にとって良質かつ適切な医療を提供していくのかを記載してください。							

添付書類

- ① 郡市医師会との調整内容等について記載した書類（医師会の意見書等）
- ② 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であるときは、履歴書及び臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し（開設者が医師法（昭和23年法律第201号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあつては、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。）
- ③ 開設者が法人であるときは、定款、寄付行為及び登記事項証明書（新たに設立した医療法人で登記未了の場合には、設立認可書の写し）
- ④ 項目3において「(1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所」を選択する場合には、東海北陸厚生局へ提出した在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書の写し又は当該届出を行う旨の誓約書（任意様式）
- ⑤ 項目3において「(3) 小児医療を担う診療所」又は「(4) 周産期医療を担う診療所」を選択する場合には、標榜診療科に係る専門医の認定を証する書類
- ⑥ 敷地周囲の見取図
- ⑦ 建物の配置図及び平面図（各室の用途を示し、各病室の定員及び隣接する廊下幅を明示したもの）
- ⑧ その他参考となる資料（任意に提出してください。）

添付書類

- ① 郡市医師会との調整内容等について記載した書類（医師会の意見書等）
- ② 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であるときは、履歴書及び臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し（開設者が医師法（昭和23年法律第201号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあつては、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。）
- ③ 開設者が法人であるときは、定款、寄付行為及び登記事項証明書（新たに設立した医療法人で登記未了の場合には、設立認可書の写し）
- ④ 項目3において「(1) 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所」を選択する場合には、適合基準に定める機能ごとに、適合基準を満たすことを証する資料
- ⑤ 項目3において「(3) 小児医療を担う診療所」又は「(4) 周産期医療を担う診療所」を選択する場合には、標榜診療科に係る専門医の認定を証する書類
- ⑥ 項目3において「(5) 救急医療を担う診療所」を選択する場合には、救急病院等を定める省令に基づく救急診療所の認定書又は当該届出認定を受ける旨の誓約書（任意様式）及び救急科に係る専門医の認定を証する書類
- ⑦ 敷地周囲の見取図
- ⑧ 建物の配置図及び平面図（各室の用途を示し、各病室の定員及び隣接する廊下幅を明示したもの）
- ⑨ その他参考となる資料（任意に提出してください。）

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

診療所名称
開設者氏名 印
〔法人にあっては、法人の名称
並びに代表者の氏名及び印〕

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所に
係る取扱要領第6条の規定に基づく報告について

このことについて、次のとおり報告します。

区 分 (該当番号に○印)	報告事項
(1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所	年 月 日に東海北陸厚生局長あて提出した「在宅療養支援診療所に係る報告書」の写しを添付
(2) へき地に設置される診療所	前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の入院患者延数 _____人
(3) 小児医療を担う診療所	前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の小児科又は小児外科に係る入院患者数 _____人
(4) 周産期医療を担う診療所	前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の分娩取扱件数 _____件
(5) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

富山県知事 殿

診療所名称
開設者氏名 印
〔法人にあっては、法人の名称
並びに代表者の氏名及び印〕

医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所に係
る取扱要領第5条の規定に基づく報告について

このことについて、次のとおり報告します。

区 分 (該当番号に○印)	報告事項
(1) 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所	病床設置届出診療所として認められた機能に応じ、次のいずれかの項目 1 前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の訪問診療の実施件数 _____件 2 前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の急変時の入院患者の受入件数 _____人 3 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制 4 前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れ件数 _____人 5 前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の看取り件数 _____人 6 前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）の実施件数（分娩において実施する場合を除く。） _____人 7 前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡件数 _____人
(2) へき地医療を担う診療所	前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の入院患者延数 _____人

(3) 小児医療を担う診療所	前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の小児科又は小児外科に係る入院患者数 _____人
(4) 周産期医療を担う診療所	前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の分娩取扱件数 _____件
(5) 救急医療を担う診療所	前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の診療時間外の受診患者数（時間外加算、深夜加算又は休日加算を算定した者の数） _____件 前年度（ 年4月1日から 年3月31日まで）の救急自動車による搬送者数 _____件
(6) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所	